

令和 8 年度

おいらせ町農業委員会

第 2 回 総会議事録

期日 令和 8 年 5 月 8 日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第2回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎 402会議室

2. 開会期日 令和 8年 5月 8日 (金) 午後 4時50分

3. 閉会日時 令和 8年 5月 8日 (金) 午後 5時21分

4. 出席委員

1 番 上久保 辰視 君	2 番 袴田 光雄 君	3 番 岩崎 仁 君
4 番 吉田 良紀 君	5 番 柏崎 幸子 君	6 番 日ヶ久保 浩幸 君
7 番 立花 友彦 君	9 番 玉川 勉 君	11 番 久慈 弘子 君
12 番 日ヶ久保 亨 君	13 番 沼舘 廣志 君	14 番 松林 勝智 君

5. 欠席委員

8 番 田中 正幸 君、10 番 松林 一弥 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第5号 農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 報告第7号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について
- (4) 報告第8号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
- (5) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (6) 議案第4号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について

7. 会議録署名委員

12 番 日ヶ久保 亨 君、13 番 沼舘 廣志 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 柏崎 勝徳 次長 木村 英樹 主幹 野崎 広典

9. 書 記 主幹 野崎 広典

開会 午後 4 時 5 0 分

議 長	(修 礼) ただ今から令和 8 年度第 2 回定例総会を開催します。 ただ今の出席委員数は、1 4 名中 1 2 名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。 なお、8 番 田中 委員、1 0 番 松林 委員については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。 それでは、おいらせ町農業委員会会議規則第 2 8 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	ご異議なしと認め、1 2 番 日ヶ久保 委員、1 3 番 沼舘 委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の野崎主幹を指名いたします。 では、これより報告事項に入ります。 報告第 5 号「農地法第 3 条の 3 の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	それでは、報告第 5 号についてご説明いたします。 議案書の 1 - 1 から 1 - 5 ページをご覧ください。

議 長	本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりでございます。 以上で議案の説明を終わります。 事務局からの説明が終わりました。 ただいまの報告第5号について、皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。 (質疑・意見なし)
議 長	特にないようですので、報告第5号は報告済みとさせていただきます。 次に、報告第6号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、報告第6号についてご説明いたします。 議案書の2ページと、資料1をご覧ください。 照会は1件であり、内容については記載のとおりとなります。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ないでしょうか。…ありませんか。 (質疑・意見なし)

議 長	特にないようですので、報告第 6 号は報告済みとさせていただきます。 次に、報告第 7 号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、報告第 7 号についてご説明いたします。 議案書の 3－1 から 3－8 ページをご覧ください。 令和 8 年 3 月総会で決定した 2 2 件について、中間管理機構から認可、公告を受けたことから、報告するものであります。 以上で説明を終わります。
議 長	はい。事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。 (質疑・意見なし)
議 長	特にないようですので、報告第 7 号は報告済みとさせていただきます。 次に、報告第 8 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、報告第 8 号についてご説明いたします。 議案書の 4 ページをご覧ください。

事 務 局 (木村事務局次長)	本案は、農業委員会による最適化活動の推進等について定められた農林水産省経営局長通知の規定に基づき、令和 7 年度における農地利用の最適化推進状況等について報告するものあります。 その詳細につきましては、担当の次長より説明させます。 はい、議長。 それでは報告第 8 号について、別紙により報告させていただきます。 こちら別紙の方をご覧ください。ご準備ください。座って説明させていただきます。 この報告は毎年度、推進委員等及び農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況並びにこれらの点検・評価結果を取りまとめたものについて、個人情報を除いた上で、農業委員会等に関する法律第 3 7 条の規定によりインターネットの利用その他適切な方法で公表することとなっています。 農業委員会は、点検・評価結果等を取りまとめた上で、6 月末までに県知事及び県農業会議に報告しなければなりません。 県知事等への報告前に皆様に説明いたします。 別紙様式 5、「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をご覧ください。1 ページ目をご覧ください。 こちらの「農業委員会の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）」を掲載しております。毎年、3 月末までに定例総会議案として翌年度の最適化活動の目標設定等について、審議、承認を得て設定をしています。このページは実績状況を記載する項目はありません。2 ページ以降の「現状及び課題」や「目標」といった項目も、議案承認を得た数値や文言となっています。
-------------------------------	---

2 ページをご覧ください。「Ⅱ 最適化活動の実施状況、1 最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積、③実績」をご覧ください。

新規集積面積は産業課で毎年度末、県に報告している「担い手の農地利用集積状況調査」で得た数値を記載しております。

令和7年度の実績ですが、新規集積面積の実績は54ヘクタールで、目標集積面積を下回り、達成状況率は、97.9パーセントとなりました。

集積面積の累計は2,022ヘクタール、集積率は63.2パーセントとなりました。

農業委員会の点検結果として、「耕作条件の良好な農地については順調に集積が進んでいる一方、用水が確保できなくなったり、水はけが悪く畑地化できない耕作放棄地が多数存在し、営農再開（集積）が困難になっている。」としております。

次に「(2) 遊休農地の発生防止・解消」についてです。

実績を掲載している3ページをご覧ください。3枚目をご覧ください。

ア 既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消、今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積は、2.9ヘクタール。

今年度の目標に対する達成状況は2,900パーセントとなりました。

b 黄区分の遊休農地の解消、黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況は、令和7年度において未策定であり、イ 新規発生遊休農地の解消、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積はこちらが1.6ヘクタールとなりました。

④その他について、です。1号遊休農地の面積は、171.5ヘクタール。内訳として緑区分の遊休農地は、43.4ヘクタール、黄区分の遊休農地は、128.1ヘクタールとなっています。

農業委員会の点検結果として、「非農地決定により、台帳上の黄区分遊

休農地は減少したものの、緑区分が前年度の倍以上となっており早期解消に向けた取組みが急務となっている。」としております。

（３）新規参入の促進について、４枚目「③実績」をご覧ください。

実績はございません。農業委員会の点検結果として、「農政担当課と連携し、企業等の新規参入や新規就農を促す新たな活動を検討すべきである。」としております。

次に、２ 最適化活動の活動目標、（２）活動強化月間の設定、②実績をご覧ください。

強化取り組みとして「遊休農地の解消」「農地の集積」を実施しております。

５枚目をご覧ください。

（３）新規参入相談会への参加、②実績について、未参加となっております。

次に、「目標の達成状況の評語」をご覧ください。

農業委員会として、「目標に対して期待どおり結果が得られた」としております。この結果となったわけは、その下の表「推進委員等の点検・評価結果」の各推進委員等の結果集計からとしております。

この算出方法ですが、（１）成果目標の「①農地の集積」、「②緑区分の遊休農地の解消」、「③新規参入の促進」、（２）活動日数目標の「①月当たりの最適化活動を行う日数目標に対する達成状況（年間平均）」、「②月当たりの最適化活動の日数（年間平均）」の５項目に達成状況率に応じて点数が付番されており、達成状況に応じた点数の合計点を表に当てはめて決定しております。

次に、Ⅲ 事務の実施状況をご覧ください。６枚目になります。

１ 総会、部会の開催実績、２ 農地法第３条に基づく許可事務、３

	農地転用に関する事務、4 違反転用への対応について実績掲載をしております。 以上のような形で資料を作成し、皆様のご意見をいただいたうえで県知事に6月中に報告し、さらに同月中に町ホームページ等へ掲載する予定となっております。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。
5 番 (吉田委員)	はい。5番 吉田です。 今年はこれからまず現地調査するわけですが、私の担当している地区がかなり遊休農地ほとんどなくなるくらい、多分なくなるように工事しております。ということは、むしろそれで実績がかなり上がるということですか。
事 務 局 (木村事務局次長)	はい、議長。 はい、吉田 委員のおっしゃる通り実績は上がります。
5 番 (吉田委員)	そうすれば、そのうち違う人に貸出しすることになると思う。景観も良くなりましたので。あと心配なのは、あの田んぼに入る水が間に合うのか。
議 長	あれ、田んぼになるのか。
5 番	はい、そうだと思います。それでちなみに一川目の共同施工の方は、去

(吉田委員)	年おっきくした人は、水が間に合いませんでした。毎日いっています。でも隅まで水いきませんでした。
議 長	おっきいば入らないんだよ。足りないんだよ。溜まるまでも、うん。 はい、あとはいいですか。あとございませんでしょうか。…ないでしょうか。 (質疑・意見なし)
議 長	次に議案事項に入ります。 議案第３号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	それでは議案第３号についてご説明いたします。 議案書の５ページ番号１と資料２、３をご覧ください。 権利の内容は賃借権の設定です。 譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。 土地の所在は、深沢平の田 １筆、面積は５３８平方メートルです。 転用の理由は、会社設立時において当時の農地転用許可範囲を超えて事業所を建築したことにより、北側の敷地に係る遺漏があったため追認許可申請を行うためのものです。 次に番号２と資料４、５をご覧ください。 権利の内容は使用貸借権の設定です。 譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

議 長	土地の所在は、立蛇の畑 2筆、面積は406平方メートルです。 用途、転用の理由は住宅建築となっております。
1 2 番 (日ヶ久保委員)	ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 それでは、調査の結果について説明します。 番号1の申請地は、現在、会社の敷地になっていることから現地調査を省略しております。 番号2の申請地は、住宅の建築です。汚水は下水道で処理し、雨水は自然浸透させ処理します。南側の農地は家庭菜園として利用することから、周囲の農地への影響はないと考えます。申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。 以上で説明を終わります。
議 長	はい。調査員からの説明が終わりました。 つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、農地転用許可の検討事項について説明します。 番号1の農地区分は、10ha以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断しました。建築当時の状況に鑑み、不許可の例外で認められる、既存施設の2分の1以内の拡張に該当します。

	番号２の農地区分は、１０ｈａ未満の小集団の生産性の低い農地であることから、その他の農地、第２種農地と判断しました。 申請者は、借家住まいを解消したいと考え、住宅の建築を計画し、父親の持つ本農地を選定しました。申請地周辺で代替地も検討したが条件が折り合わず、当該農地の申請に至ったものです。不許可の例外で認められる、代替地がないに該当します。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。 (質疑・意見なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第３号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	ご異議なしと認め、議案第３号を原案どおり決定いたします。 次に、議案第４号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について」を議題とします。 本議案の中には、４番 吉田 委員、と私が当事者となっている事案がございます。本来であればひとりひとり退出し、１件ごとに審議し、進める流れですが、会議時間短縮のため、今回は２名同時に退出していただいて、２名分を審議する進行としたいと思います、ご異議ございません

議 長	か。 (異議なし) はい。ご異議はないようなので、2名分、同時に審議する進行で進めたいと思います。 議案第4号 番号13、14、37は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、2名の退出をお願いいたします。私が不在の間、沼館会長職務代理に進行をお願いいたします。 はい、よろしくお願いいたします。 (2名 退席)
職務代理 (沼館委員)	それでは、2名が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、議案第4号 番号の13、14、37について説明します。 議案書の6-4、6-12、6-13ページとなります。ご覧ください。 おいらせ町長より、令和8年4月22日付けで農用地利用集積等促進計画の意見を求められております。 内容は、使用貸借権が2件、賃借権が1件となっております。 これにより集積される農地は37筆で、合計面積は82,530平方メートル(8.2ヘクタール)となります。

職務代理	計画の内容につきましては、機構法第18条第5項の要件を満たしております。 以上で説明を終わります。 事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ございませんか。 (質疑・意見なし)
職務代理	質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (質疑・意見なし)
職務代理	ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。2名の入室を認めます。 (2名 委員 入室)
職務代理	2名にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。ここで進行を会長に引き継ぎます。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。

事務局 (柏崎事務局)	はい。それでは、議案第４号残りの事案についてご説明いたします。 議案書の６－１から６－１８ページとなります。 ここで資料の訂正をさせて頂きたいと思います。６－１６、６－１７ページに訂正がございます。６－１６ページをご覧いただきたいと思います。こちらの表でございます。表頭ですね、番号とか「利用権を設定する者」などと表の上を書いてありますが、その左から４番目になります、「農地中間管理機構」の右隣「利用権を設定する者」というふうに記載をしておりますが、こちらが「利用権の設定を受ける者」でございます。誤って「利用権の設定をする者」と記載していますが、正しくは「利用権の設定を受ける者」となります。 同様に１７ページの表頭も同じく「利用権の設定をする者」となっておりますので、「利用権の設定を受ける者」に訂正をお願いしたいと思います。 それでは、説明をさせていただきます。 内容は、使用貸借権が１６件、賃借権が１９件、使用貸借の再配分が５件、売買が３件となっております。これにより集積される農地は１７６筆で、合計面積は２６１，２９４平方メートル（２６．１ヘクタール）となります。 計画の内容につきましては、機構法第１８条第５項の要件を満たしております。以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。
９番	はい、９番 玉川です。

(玉川委員)	これ、畑と21からずっと畑になっているんですけども。水利費がこれかかっている。畑だと水利費…改良区ないですよ。 (事務局確認中)
事務局 (木村事務局次長)	はい、議長。玉川委員の質問にお答えいたします。 まず地目が畑ということで、なぜ水係りが発生するのかという質問でした。こちらですね、中間管理機構から促進計画の届出がきていまして、それを見ると、水係りは出し手がということで記載されています。はい。
9 番 (玉川委員)	畑だけど…
事務局 (木村事務局次長)	畑としてまずあるんですけども、こちらの届いた書類の方には水代は出し手が出すということで。はい、なっています。
2 番 (袴田委員)	改良区じゃないの。きてない。改良区の所属じゃないの。
事務局 (木村事務局次長)	そこはうちの方では…。 (事務局確認中)
事務局	じゃあ確認して来月、お答えします。はい。

(木村事務局次長)	
議 長	あと、よろしいですか。
9 番 (玉川委員)	はい。
議 長	あとございませんでしょうか。
	(質疑・意見なし)
議 長	質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。
	(質疑・意見なし)
議 長	ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。 以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。 これで、第2回おいらせ町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 午後 5時21分

この会議録は書記の記載したものであるが、相違ないことを証明するためここに署名押印する。

おいらせ町農業委員会

○ 議 長 木村 勝福

○ 12番 日ヶ久保 亨

○ 13番 沼 館 慶 夫